高圧ガス保安検査マニュアルの改正理由について

１　法令改正に伴う主な改正

　（１）　 微燃性を有するフロン３２等のフロンガスを「特定不活性ガス」として定義し、消火設備の設置及び静電気防止措置等を新たに規制した。

　（２）　　三フッ化窒素製造施設に防火壁及び防消火設備等の設置を新たに規制した。

　（３）　　「保安検査基準日」を新たに導入し、保安検査日を基準日の前後一か月の間に受検すればよいとした。

２　ＫＨＫＳ基準の改正に伴う主な改正

　（１）　　開放検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備の検査方法を新たに定めた。

　（２）　　腐食性のない高圧ガスを取り扱うフレキシブルチューブ類の内部検査を不要とした。

　（３）　　保安電力等の保安検査方法を追加改正した。

３　技術基準チェック表の改正

　（１）　　技術基準欄に告示及び例示基準の概要を新たに記載した。

　（２）　　「適用」欄を新たに設け、適用外の技術基準を明示できることとした。

　（３）　　検査方法を具体的にわかりやすく改正した。